

意見案第3号

平成30年北海道胆振東部地震災害関連義援金を差し押さえ禁止とする措置等を求める意見書

平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震は、厚真町で国内6例目となる道内観測史上最大の震度7、安平町とむかわ町で震度6強など、北海道の広い範囲で震度4以上を観測する極めて激しい地震であり、広範囲で大規模な土砂災害や家屋の倒壊、さらには、道内全域が停電となるブラックアウトが我が国史上初めて引き起こされるなど、道民生活や経済社会活動などに甚大な影響を及ぼした。

この地震によって損壊などの被害のあった住家は9,000件を超え、今なお多くの被災者の方々が不安や心労を抱えながら不自由な避難生活を余儀なくされているなど、被災地域全体の日常生活や業務環境に多大な支障が生じている状況を踏まえ、地震被害の影響により住宅ローン等の既往債務の弁済が困難となる道民は速やかな債務整理を行う必要があることから、一日も早くもとの生活を取り戻すことができるよう被災者等の生活や事業の再建を支援しなければならない。

平成27年12月策定の「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」は、被災者の住宅ローン等の債務の全部又は一部を減免するなどの円滑な債務整理の手続き等を定めたものであるが、災害弔慰金や被災者生活再建支援金が差し押さえ禁止財産として保全される一方、北海道胆振東部地震による災害の被災者又はその遺族の生活を支援する等のために交付される義援金については、現在、差し押さえ禁止等の立法措置がなく、被災者の生活再建を支援する本ガイドラインの債務整理の趣旨に合致しない事態が生じている。

また、本ガイドラインでは、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく特定調停手続きを利用することとされているが、この度の地震が激甚災害に指定されていることや円滑な債務整理を進める必要があることから、被災者等が負担する特定調停の申立手数料については、その納付を免除する措置を速やかに講ずる必要がある。

よって、国においては、被災者等の生活再建を進めるため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 被災者等がみずから使用できる資産を保全するため、「平成28年熊本地震災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律」と同様、北海道胆振東部地震による災害の被災者又はその遺族の生活を支援する等のために交付される義援金については差し押さえ等ができないことを規定する法律を早期に制定すること。
 - 特定調停の申立手数料の納付を免除するため、平成28年熊本地震災害と同様、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づいて、北海道胆振東部地震を「特定非常災害」に指定し、調停に係る申立手数料の特例に関する措置を定める政令を早期に制定すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
法務大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣(防災)

} 各通

北海道議会議長 大谷 亨